

令和8年度版

障害福祉分野 就職支援金貸付制度のご案内

～ 障害福祉分野で働いてみませんか! ～

他業種で働いていた方等で一定の研修等を修了し、障害福祉分野に就労しようとする方に対し、就職支援金の貸付けを行うことで、福祉・介護人材の育成及び確保並びに定着を支援する制度です。

▶▶ 対象者 以下の全てを満たす方

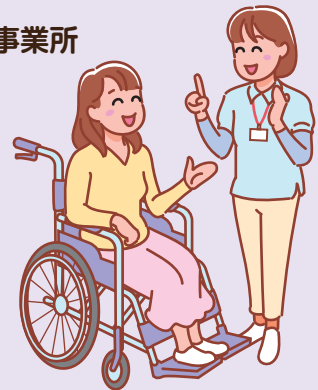
1 次のいずれかの資格を有する方

- 介護福祉士 ● 介護福祉士実務者研修修了者 ● 介護職員初任者研修修了者
- 介護職員基礎研修修了者 ● 訪問介護員(ホームヘルパー)1級/2級課程修了者
- 居宅介護職員初任者研修修了者 ● 障害者居宅介護従事者基礎研修修了者
- 重度訪問介護従業者養成研修修了者(基礎課程、統合課程、行動障害課程のうちいずれかを受講すること)
- 同行援護従業者養成研修修了者(一般課程、または応用課程のいずれかを受講すること)
- 行動援護従業者養成研修修了者
- 強度行動障害支援者養生研修修了者(基礎研修および実践研修)

2 他業種で働いていた方等であって、千葉県内の障害福祉サービス事業所または施設において障害福祉職員^(※)として就職または内定した方

3 再就職準備金、介護分野就職支援金の貸付を受けたことのない方 ※ 申し込みにあたり連帯保証人が必要です

(※)「障害福祉職員」とは、障害福祉サービス事業所または施設等において、主たる業務が利用者に直接サービスを提供する者を指します。相談業務や施設長業務は含みません。



▶▶ 貸付金額

20万円以内で1人1回限り、無利子とします

貸付対象となる経費

子どもの預け先を探す際の活動費、介護に係る軽微な情報収集や講習会参加費、参考図書等の購入費、障害福祉職員として働く際に必要となる靴や道具または当該道具を入れる鞆等の被服費、転居を伴う場合に必要となる費用(敷金、礼金、転居費等)、通勤用の自転車等の購入費 など

※ 申請時に領収書の写しの提出を求める場合があります。

返還免除

就職後千葉県内において、障害福祉サービス事業所・施設で障害福祉職員等として2年間従事(勤務)した場合、貸付金の返還が全額免除となります。

※ 2年間従事(パート・アルバイト含む):
在職730日かつ従事日数360日以上
※ 他業種への転就職の場合は、全額返還となります

詳しくは、「障害福祉分野就職支援金貸付制度の手引き」(令和8年度版)を御確認ください。

<https://www.chibakenshakyō.net/loan/supportmoney/>

社会福祉法人千葉県社会福祉協議会 福祉人材確保・定着推進部 資金貸付班(介護担当)

〒260-8508 千葉市中央区千葉港4-5 千葉県社会福祉センター1階

電話 043-306-7571(受付時間:月～金 祝日除く 10:00～18:00 12:00～13:00除く)



申請から免除までの流れ

申請内容を審査した結果、貸付不承認(または減額貸付)となる場合がありますので、ご了承ください。

① 障害福祉サービス事業所 または施設へ障害福祉職員として就職(内定)



② 申請(申請書類一式を県社協へ提出)



③ 契約(貸付審査・決定^(※1)、借用証書の提出)



④ 貸付金交付



⑤ 障害福祉職員の業務に従事



⑥ 返還猶予申請



⑦ 業務従事届を毎年 4月末までに提出^(※2)



⑧ 返還免除申請^(※3)



(※1) 貸付が決定した場合、貸付決定通知書、借用証書等を貸付決定者へ送付します。

(※2) 返還免除の要件を満たすまで、必ず毎年提出してください。

(※3) 2年間勤務して返還免除要件に到達しても、申請をしなければ返還免除になりません。

● 住所・勤務先等の変更、退職などの場合も、その都度書面による手続きが必要です。



本貸付の対象となる主な事業所・施設 (詳細は手引きをご確認ください)

居宅介護	重度障害者等包括支援	共同生活援助
重度訪問介護	施設入所支援	児童発達支援
同行援護	自立訓練	放課後等デイサービス
行動援護	就労移行支援	居宅訪問型児童発達支援及び保育所等訪問支援
療養介護	就労継続支援	障害児通所支援
生活介護	就労定着支援	障害児支援利用援助
短期入所	自立生活援助	

よくある質問

Q1 前職が障害福祉施設で「見守り業務」をしていました。このたび別の障害福祉サービス事業所に就職したが、障害福祉分野就職支援金の対象になりますか。

A1 見守りや指導など、身体的な介護をしない業務内容でも「サービス利用者に直接サービスを提供すること」となり、「障害福祉職員の業務」となるため対象外になります。

Q2 前職が福祉関係の「相談業務」だった場合、対象となりますか。

A2 相談業務は「障害福祉職員の業務」に含まないため対象となります。

Q3 過去に障害福祉職員の業務経験がありますが、前職は別の業種で働いていました。このたび障害福祉施設への就職が決まりましたが、貸付対象となりますか。

A3 前職が「障害福祉職員の業務」以外であれば、対象となります。

Q4 ダブルワークで障害福祉職員の業務に従事しています。同じ日に2カ所の事業所で勤務した場合、勤務日数を2日と数えることはできますか。

A4 勤務日が重複している場合は1日となり、2日と数えることはできません。